

川西市建築基準法施行細則（抜粋）

（建ぺい率の緩和）

第 20 条 法第 53 条第 3 項第 2 号の規定により市長が指定する敷地は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

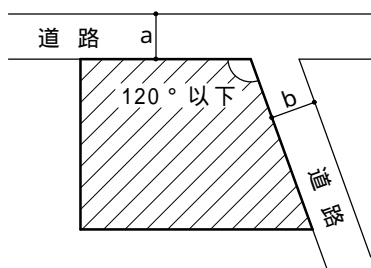
- (1) 各幅員 6 メートル以上、その和 14 メートル以上、内角 120 度以下の二つの道路によってできた角にある敷地で、その敷地周囲の延長の 3 分の 1 以上がこれらの道路に接し、かつ、その面積が 2,000 平方メートル以下のもの
- (2) 各幅員 4 メートル以上、その和 10 メートル以上、内角 120 度以下の二つの道路によってできた角にある敷地(前号に規定する道路によってできた角にある敷地を除く。)で、その敷地周囲の延長の 3 分の 1 以上がこれらの道路に接し、かつ、その面積が 1,000 平方メートル以下のもの
- (3) 各幅員 4 メートル以上、内角 120 度以下の二つの道路によってできた角にある敷地(前各号に規定する道路によってできた角にある敷地を除く。)で、その敷地周囲の延長の 3 分の 1 以上がこれらの道路に接し、かつ、その面積が 500 平方メートル以下のもの
- (4) 各幅員 6 メートル以上、その和 14 メートル以上、間隔 50 メートル(間隔が一定しない場合にあつては、その平均値とする。以下この条において同じ。)以下の二つの道路の間にある敷地で、その敷地周囲の延長の 3 分の 1 以上がこれらの道路に接し、かつ、その面積が 2,000 平方メートル以下のもの
- (5) 各幅員 4 メートル以上、その和 10 メートル以上、間隔 30 メートル以下の二つの道路の間にある敷地(前号に規定する道路の間にある敷地を除く。)で、その敷地周囲の延長の 3 分の 1 以上がこれらの道路に接し、かつ、その面積が 1,000 平方メートル以下のもの
- (6) 各幅員 4 メートル以上、間隔 30 メートル以下の二つの道路の間にある敷地(第 4 号及び前号に規定する道路の間にある敷地を除く。)で、その敷地周囲の延長の 3 分の 1 以上がこれらの道路に接し、かつ、その面積が 500 平方メートル以下のもの
- (7) 前各号に規定する道路によってできた角又は間隔を 2 以上有する敷地で、その面積がこれらの角又は間隔に係る前各号に規定する面積の和以下のもの
- (8) 公園、広場、線路敷、川その他これらに類するものに接する敷地で、前各号に掲げる敷地に準ずるもの

細則第20条第1項各号による角敷地等図解

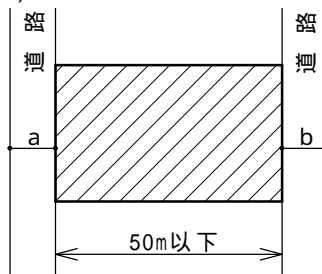
川西市建築基準法施行細則第20条第1項各号に規定する内容は、以下のとおりとする。

1. 2,000m²以下の敷地

(1)



(4)



a 6m, b 6m

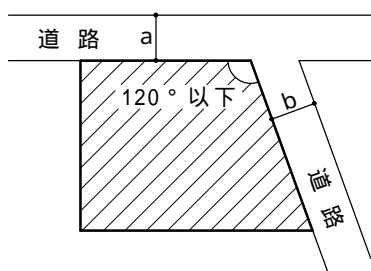
かつ

a + b 14m

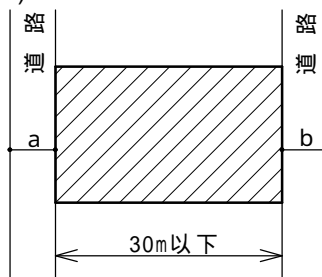
敷地周長の1/3以上が道路に接する

2. 1,000m²以下の敷地

(2)



(5)



a 4m, b 4m

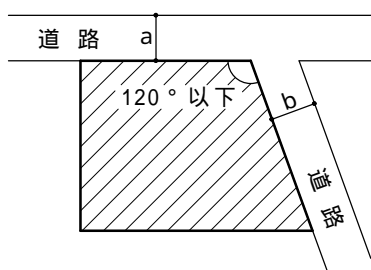
かつ

a + b 10m

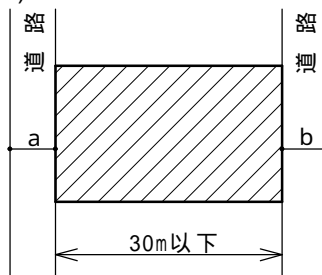
敷地周長の1/3以上が道路に接する

3. 500m²以下の敷地

(3)



(6)

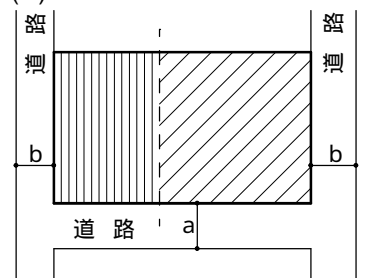


a 4m, b 4m

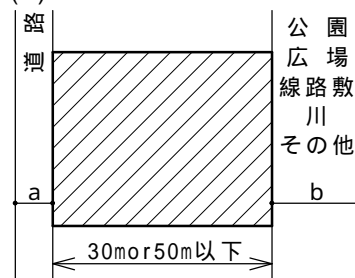
敷地周長の1/3以上が道路に接する

4. その他

(7)



(8)



区分することによりそれぞれが
1～3の一に該当するもの

公園、広場、線路敷、川、その他
これら類するものに接する敷地で
1～3の一に該当するもの